

2014年5月20日
新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会

IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会 中間とりまとめ

I. はじめに

本分科会は「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月閣議決定。以下「創造宣言」。）において、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の導入を見据えた利便性の高いオンラインサービス及び効率的な行政運営の実現や、個人番号カードの活用も視野に入れつつ、「マイポータル」（国民自らが情報提供ネットワークシステムを通じて行政機関間でやり取りされた自己情報の記録をインターネットで確認できる情報提供等記録開示システム）を活用した個人向けサービス等、利便性の高いオンラインサービスを多様なチャネルで利用可能とする「マイガバメント」の実現が掲げられていることから、それに向けて必要な専門的調査・審議等を行う趣旨で、平成 26 年 2 月に設置された。

本分科会においては、マイナンバー制度全般について、①マイポータル/マイガバメントの在り方、②個人番号カードの利活用の推進、③「個人番号（以下「マイナンバー」という。）・法人番号」（以下「マイナンバー等」という。）の利活用等、主な構成要素ごとに、これまで 5 回にわたって検討を行ってきた。

マイナンバー制度の利活用にあたっては、制度の趣旨及び個人情報の保護等について配慮する必要があるが、これら構成要素は、一枚のカードによる様々な資格・身分証明、様々な機関に出向かないと出来ない申請や届出等のワンストップ化等の利用者視点に立った行政運営、国民自らのインターネットによる様々な自己情報の確認、身近な住民サービスに係るより便利で効率的な個人向けのお知らせ等の地方公共団体の創意工夫を活かしたサービス、行政だけでなく民間の主体がそれぞれの知恵を出したサービスを提供できる官民連携の基盤等、「創造宣言」に掲げられた「世界最先端の IT 利活用」を実現する手段となりうるものである。

検討にあたっては、現行制度で実施可能な事項に止まらず、現行制度の見直しを要する事項についても躊躇せず、議論を進めてきたところである。

以下は、これまで各構成員から出された意見等に基づいて論点を整理し、今後の検討の方向性等について、分科会としての中間的な取りまとめを行ったものである。

Ⅱ. 総論

政府は創造宣言において、2020年までに世界最高水準のIT利活用社会の実現を目標に掲げている。

マイナンバー制度は、平成25年5月の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）その他関連3法の成立・公布により導入が決定したものであり、国・地方の行政機関等による、正確かつ迅速な国民一人ひとりの情報の確認（名寄せ）を可能とする「マイナンバー」、実社会やオンラインの本人確認手段となる「個人番号カード」、自己情報の閲覧等を可能とし、利便性の高い官民のオンラインサービス提供等も視野に入れた「マイポータル」からなるものである。

マイナンバー制度の導入については、現在、平成27年10月の市町村等によるマイナンバー等の付番とその通知、平成28年1月からの住民の申請に基づく市町村による個人番号カードの交付及びマイナンバー等の利用開始、平成29年1月のマイポータルの運用開始が予定されており、システム面・制度面の整備が進められているところであるが、国・地方・民間にわたり、規模や状況の異なる主体が、システム面・制度面において、一斉に対応を求められることは、過去に例を見ないものである。

このことは同時に、これまで、政府のIT戦略において取り組まれてきた行政の効率化や国民の利便性向上に関して、インターネットの普及以前に構築されたシステム、制度、慣行を包括的に見直し、それらに起因する課題を、総合的・集約的に解決する可能性のある機会と手段を提供するものであり、更には、これまでの国・地方・民間及び国民の関係にについて、主に国民の側からの必要な情報へのアクセスを大幅に拡大することで、相互関係を円滑かつ効率的にするというイノベーションをもたらし、真に国民本位に立った連携を可能とする社会の実現に繋がるものとする。

その観点から、マイナンバー制度の導入により実現されるべき社会は、

- ① 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- ② 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- ③ 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

と整理することができ、優先順位を整理しつつ、国・地方・民間を挙げて、

優先順位を整理しつつ、この実現を図ることが、国民が享受できるマイナンバー制度のメリットを具現化することに繋がるものとする。

この際、マイナンバー制度の「普及」、とりわけ「個人番号カードの普及」と「国民の利便性向上」は、いわゆる「ニワトリと卵」の関係、つまり、「国民の利便性向上」を実現するサービスを充実させるには、「個人番号カードの普及」が実現しなければならないが、そのためには国民が「個人番号カード」の取得自体に「利便性」を感じられなければならないという関係にあることに留意しなければならない。

そこで、マイナンバー制度の導入に向けては、まず、誰でも取得でき、マイナンバー制度全般の利用手段となる「個人番号カード」の普及に資する取組に重点を置き、具体的なロードマップを示しながら、取り組む必要があると考える。

また、地方公共団体においては、マイナンバー制度の導入に向けて、その役割を果たすため、マイナンバーの通知準備や情報システム対応等が必要となる。また、事務の効率化のみならず、その効果が、総合窓口等によるサービスの向上により、国民・市民が実感できる形で還元されるように総合的な業務見直しを行うことも求められる。しかしながら、地方公共団体はその規模や状況が大きく異なるため、その自主的な取組を中心としつつ、国においても、従前の手法や府省間の縦割りに囚われず、マイナンバー制度の導入準備に向けた地方公共団体への情報提供や財政支援などの有効な支援策を前広に実施する必要がある。

上記した「ニワトリと卵」の状態から、より大きな「国民の利便性向上」の循環を生み出していくには、マイナンバー制度が起点となって誕生する新規サービスが、行政の枠内に止まるのではなく、ベンチャーを含む民間企業やNPO等、社会の様々な主体にも開放され、それぞれの得意を生かして、この新しい社会全体のイノベーションに寄与できる仕組みを作り、促進することが重要である。

これらの目標と課題を踏まえ、本分科会においては、現行制度の見直しも含めて、制度の実現に向けた建設的な議論を行ってきた。以下、各論において、具体的に必要と考える取組等について述べるところ、政府は、マイナンバー制度に関する国民や企業への広報を継続するとともに、これらについて、広くアイデア・意見を募りつつ、適切に推進を図るべきと考える。

Ⅲ. 各論

1. 個人番号カード

個人番号カードは、顔写真に加え、マイナンバーと基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）が記載され、日本国に住民票のある誰もが取得できる身近な公的身分証明書として、様々な本人確認を要する場面、及びマイナンバー制度でマイナンバーの確認を求められる場面での利活用が期待される。

また、個人番号カードにはICチップが埋め込まれており、マイポータルへのログイン手段として高度な認証レベルを満たす公的個人認証サービスによる利用者証明用電子証明書を搭載し、他のサービスに利用可能な空き領域も確保することとされており、誰でも利用できる電子的な本人確認手段としても、利活用が期待される場所である。

総論で述べたとおり、マイナンバー制度の普及と利便性向上は「ニワトリと卵」の関係にあるため、マイポータル等の利用手段である個人番号カードの普及を図ることが重要である。

そのため、多くの国民が自ら申請し、個人番号カードを保有することとなるような制度設計を検討するとともに、個人番号カードの保有により、実社会において国民が実感できるメリットをわかりやすい形で提示し、拡大するために、個人番号カードの交付開始までに、最大限、以下の取組を進めるべきである。

① 各種カード類の個人番号カードへの一体化／一元化

現在、暮らしに係る公的サービスのために国民が保有しているカード類は、社会保障サービスに係る健康保険証、地方公共団体の印鑑登録カードや施設利用カード等、様々なものが発行されている。それらに加え、キャッシュカード、クレジットカード等の民間が発行するカード類も、日常的に携帯・管理する必要があり、国民の負担となっている。

また、国家資格等の資格や公務員身分等、広く保有されている資格の証明書類についても、その紛失やなりすまし等が社会的問題となっている。

そこで、これらのカード類・証明書類につき、所有者及び発行者の負担を軽減する観点から、国や地方公共団体が率先垂範しつつ、公的個人認証サービスやICチップの空き領域等を活用し、その機能の個人番号カードへの一体化／一元化を図る。

- ・ 社会保障分野で全国民が保有する健康保険証、各種国家資格等の資格の証明書、国家公務員等の身分証明書等の機能について、個人番号カードへの一元化を図るため、券面表示、機能搭載の方法や発行・失

効手続き、資格確認の方法やデータベースの連携等について具体的に検討を進め、実現に向けたロードマップを作成する。

- ・ 印鑑登録カードや施設利用カード等、地方公共団体が発行するカードを利用したサービスについて、個人番号カードとの一体化等の優良事例の全国展開に向けた取組を進める。
- ・ キャッシュカード、クレジットカード等、民間が発行するカードについても、国民や民間事業者のニーズを踏まえ、後述の公的個人認証サービスの民間開放と併せ、個人番号カードとの一体化や連携等につき、官民相互にメリットが得られるよう、柔軟に検討を進める。

② 実社会における個人番号カード保有のメリット拡大

カード類の一体化／一元化以外にも、実社会において、個人番号カード保有によりメリットを実感できる場面の拡大を図る。

- ・ 窓口以外での住民票の写し等の交付や災害時の活用等、利用者にとって利便性が高く、同時に事務の効率化にもつながる地方公共団体の取組について、促進を図る。
特に、コンビニエンスストア等での住民票の写し等の交付等、全国的に対応できる基盤が整備されているものについては、個人番号カードの交付開始とともに広く全国で利用できるよう、対象手続の拡大や、地方公共団体や事業者の参加拡大を図る。
- ・ 個人番号カードを、官民の様々な本人確認を要する場面において、運転免許証、健康保険証や住民票の写し等に代わる本人確認手段として広く利用できるよう、必要な制度改正も含めた関係機関との調整を行うとともに、マイナンバーが記載された裏面のコピーを取らないなどの取扱上の留意点について、広く周知を行う。

③ 公的個人認証サービスの利活用拡大

個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスは、安全・安心なオンライン本人確認の基盤として、官民の手続きに幅広く利用することが可能であり、すでに一定の利用実績もあることから、今後その利活用拡大を図ることによって、個人番号カード保有のメリットを拡大する。

- ・ 公的個人認証サービスの電子証明書について、現行3年の有効期間の延長や発行手数料の低減を図る。
- ・ 行政による利用拡大を図る観点から、各種資格の確認やオンライン手続きでの利用につき、対面・書面の必要性等の見直しを含め、検討を行う。
- ・ 民間による利用拡大を図る観点から、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への署名検証者の開放に向け、その要件を早期に明らかにするとともに、利用事例（ユースケース）の明確化に係る実証、証明書の効力に関する周知や、積極的な利用の働きかけ等を行う。

④ 個人番号カード取得の負担軽減

個人番号カードは、マイポータルの利用手段として極めて重要な機能を担っており、マイナンバー制度の運営にあたり必要不可欠なものであることを踏まえ、初回交付について、窓口での本人の費用負担が生じないように、費用負担の在り方を検討する。

2. マイポータル／マイガバメント

マイナンバー法附則において、政府は、2017年1月を目途に、分散管理された自己の特定個人情報及びその提供記録の確認を行うことが出来るマイポータルを設置するとともに、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用も視野に入れ、マイポータルを活用したプッシュ型サービス及びワンストップサービスの提供や、簡易な本人確認手続きの導入等について、検討することとされている。

これを踏まえ、「創造宣言」において、政府は、個人番号カードの活用も視野に入れつつ、利便性の高いオンラインサービスを、パソコンや携帯端末など、多様なチャネルで利用可能にするマイガバメントを実現するとされている。

マイナンバー制度により国民の利便性の向上を図る観点から、マイポータルの円滑な立ち上げ及び内容の充実を進めるとともに、暮らしに係る官民の様々なサービスを、安全かつ手軽に利用可能なマイガバメントへの拡張を図ることが必要であり、このことが、利用手段となる個人番号カードの普及、ひいてはマイナンバー制度の更なる利便性の向上につながるものであることから、以下の取組を進めるべきである。

① マイポータル／マイガバメントの名称

マイポータルとマイガバメントの内容と名称にミスマッチがあるという意見があることから、より適切な呼称への変更を検討する。

② 利用者の自己情報の閲覧

自己情報へのアクセス手段として、マイナンバー法附則により、マイポータル上で、特定個人情報等の閲覧機能を提供するとされていることを踏まえ、マイポータル／マイガバメント上で、国民が、わかりやすく（透明性）、タイムリー（即時性）に、必要な（有用性）自己の情報を閲覧できるようにする。

- ・ マイポータル上で提供する特定個人情報等の閲覧機能については、特定個人情報が格納・管理されている既存システムが、必ずしもインターネット経由で国民が閲覧することを前提として整備されていないこと等を踏まえ、ロードマップを明確にしつつ、可能なものから、様式の整理等、対応を進める。
- ・ 特定個人情報以外の、医療・介護・健康等に係る自己情報についても、公的個人認証等による本人確認により、マイガバメント上で適時に分かりやすい形式で閲覧できるよう、様式の標準化等も含め、検討する。

③ プッシュ型サービス

プッシュ型サービスについては、行政機関が、利用者に係る情報に基づき、利用者の利益となる情報をきめ細かく提供することで、高い利便性をもたらすものとして、マイポータル・マイガバメント上で実現を図るべきである。

具体的には、年齢別や地域別等の分類による広いグループに対する情報提供（政府広報や災害情報など、国や地方公共団体からのお知らせ等）から、特定個人情報等に基づく特定の個人に対する情報提供（本人の状況に応じた子育てや介護等のサービスに係る情報提供、災害時の要援護者への情報提供、要件が複雑で本人が判断しにくい給付等の資格通知、権利の得喪に係る期限・要件等のアラート等）まで幅広く想定されるところであり、システムの仕様、対象を特定するための情報利用に係る手続、通知の位置付け・効力や民間サービスとの連携等について、早期に大まかな類型ごとの指針を示し、地方公共団体の自主的な取組の促進を図り、利活用モデルの構築等を進める。

④ ワンストップサービス

ワンストップサービスについては、引越しや死亡等のライフイベントに際し、住所変更に伴う契約・解約・変更等、同時に多数の手続が、官民にわたって必要となることから、その負担を軽減するものとして、マイガバメント上で実現を図るべきである。

その際、ライフライン事業者、金融機関や郵便等、多くの機関の参加を得ることで、高い利便性と費用対効果を実現できるよう、現行のサービスも踏まえ、業務の見直し、情報連携の方法やインセンティブの付与等について検討を進めるとともに、システム構築や働きかけを行う。

⑤ マイガバメント上のサービスの「電子化」

マイガバメント上で利用できる官民の各種サービスについては、利便性向上の観点から、マイガバメント上で必要な情報をデータで入手し、電子的に完結できるよう、検討を行う。

- ・ マイポータル経由で入手した情報について、マイガバメント上で、民間を含めた他のサービスで利用できるよう、情報連携の方法や法的効力の整理等について、検討する。
- ・ 利用者の利便性を高めるとともに、サービス提供者の負担も軽減する観点から、郵送される書面の内容を転記したり、別途保管したりする必要がないよう、必要な官民の証明等を電子的データとして受領できる「電子私書箱」の構築に向け、法的効力の整理やそれを利用した手続の見直し等について、検討する。

⑥ 官民サービス連携の基盤構築

利用者が、マイガバメント上で、官民の各種サービスをシームレスに利用できるよう、官民サービス連携の基盤を構築する。

- ・ 十分なセキュリティを確保しつつ、官民の各種サービス連携を実現するため公的個人認証の利用を進めつつ、常にサービス毎に本人確認が必要とされたり、画一的に高レベルの本人確認が必要とされたりすることのないよう、マイガバメント上で利用できる官民の各種サービスについて必要な認証レベルを整理の上、本人確認に係る官民連携の枠組みについて、検討する。

- ・ マイガバメント上での通知等の有無につき、民間のポータルサイト等でも確認できるよう、検討する。

⑦ 多様な利用手段・機会の提供

誰でもマイポータル／マイガバメントの利用による便益を享受できるよう、マイナンバー法附則において求められている高齢者・障害者等のいわゆる情報弱者の利用に向けての対応策や、本人確認手段の拡充による多様な利用チャネルの確保を進める。

- ・ 個人番号カードによるログインについて、スマートフォン、タブレット端末や CATV 等、普及している媒体に幅広く対応させるとともに、CATV においては、次世代セットトップボックスへの個人番号カードの読み取り機能の内蔵など、具体的な対応のあり方を検討する。
また、生体認証等の新たな技術の利用についても、その動向を踏まえ、柔軟に対応する。
- ・ 高齢者・障害者等のいわゆる情報弱者が、公共施設等に設置した端末や CATV 等により、サポートを受けながら利用できる環境を構築する。
- ・ 代理人による利用については、いわゆる情報弱者の利用に向けての対応策となるほか、母子保健サービスや介護サービス等について、保護者や特定の家族、成年後見人等による記録確認やサービス申請等に利用されることが期待される反面、本人のプライバシー等に配慮する必要があることから、濫用されることのないよう、その範囲や権限及び技術的な担保手段等について検討する。

3. 法人番号

法人番号は、個人番号と対照的に、特段の利用制限はなく、国税庁長官がホームページで法人の名称及び所在地と併せて公表し、誰でも自由に利用できるようにすることとされている。

既に官民の様々な領域で法人に番号が付されているが、分野や対象が限られており、法人番号は、これらを補完するものとして利活用が期待される一方、その価値は、付された情報の多寡に左右されるものであることから、法人に係る情報への付与を拡大しつつ、その利活用を推進するため、以下の取組を行う。

① 行政が保有する公開情報への法人番号の付与

行政がインターネット等で公開する法人情報について、法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める観点から、先ず率先して平成 28 年 1 月以降国や地方公共団体が公開する法人情報には法人番号を付すこととする。そのために、関連する手続において法人番号を求め、行政機関内においても法人情報の適正な管理を図るものとする。

② 「法人ポータル」の構築の検討

法人番号を活用し、行政機関が保有する法人自身に係る情報の参照、調達や補助金等に係る情報入手や、各種の電子手続を可能とする「法人ポータル」の構築を検討するため、現行の法人向けサービスの整理やニーズ把握等を行う。

③ 既存の番号との連携拡大

現在、国内外において、法人に対して付している官民の番号の状況を把握し、それらとの連携によりメリットが得られる分野を特定し、利活用モデルの構築等を進める。

その上で、個人事業主及び法人の支店又は事業所に対する法人番号の付番等について、責任を持って付番・管理できる機関がない等の課題があることを踏まえ、具体的な利用ニーズ及び実現方法等について、検討する。

4. マイナンバー

マイナンバーについては、個人情報保護への配慮等から、現行法上、その利用範囲が、法律又は条例に定められた社会保障、税又は防災・災害対策の行政事務等に必要な限度に限られ、その他の目的では利用できないこととされている。

現行のマイナンバーの利用範囲を前提として、実現可能な取組について推進を図ることは当然であるが、これらに近接し、公共性が高く、マイナンバーを利用した情報連携等により更なるメリットが期待される取組については、利用範囲の拡大を要するものであっても、実現に向けて、具体的な検討を進めるべきである。

① マイナンバーを利用した業務見直し

国は、マイナンバーを利用する業務について、行政の効率化や国民の利便性向上に向けたシステムによる情報連携を念頭に、対面・書面の必要性等を含めた見直しや、費用対効果が得られるシステム構築・改修を進めるとともに、地方公共団体についても、同様に業務見直し等が進められるよう、法令解釈やシ

システム仕様等、必要な助言・情報提供を行うとともに、ワンストップで質問等を受け付ける体制を構築する。

特に、平時とは異なる災害時のマイナンバー利用、複数の団体の連携が必要なクラウド化、事務の効率化を国民に還元する総合窓口等の取組については、全国展開に向けて、必要な支援・検討を行う。

② マイナンバーの利用範囲の拡大

マイナンバー制度を利用した取組に近接し、公共性が高く、国・地方・民間の情報連携等により更なるメリットが期待される事務として、具体的には、

- ・ 結婚・死亡等のライフイベントに係る手続き、パスポートの発行や、代理権の確認等に関連する、戸籍等に係る事務
- ・ 在外邦人によるマイナンバー関連サービス利用や、有事の際の国内情報の活用等に関連する、旅券や邦人保護等に係る事務
- ・ 預金保険法や犯罪収益移転防止法等に基づく、金融機関による顧客の名寄せ、本人確認及び口座名義人の特定・現況確認に係る事務
- ・ 医療・介護・健康等に係る事務の効率化や全国的なサービス連携等に関連する医療・介護・健康情報の管理及び医療情報の蓄積・分析等に係る事務
- ・ 自動車の登録に係る事務等

について、マイナンバーの利用範囲に追加することや制度基盤を活用することにつき、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、関係者の理解と協力の下、内閣官房と関係府省が協力して、地方公共団体や民間事業者等からの意見も踏まえつつ、想定される利用の在り方や期待される効果や制度・運用面の課題等、積極的かつ具体的に検討を進め、秋頃を目途に、検討状況を政府 CIO に報告する。